

第3回 クーリングオフの手続きについて

クーリングオフができることはご存じだと思います。今回は、その方法についてお知らせします。

訪問販売やキャッチセールスなどで商品を購入した場合は、一定期間内であればクー

リングオフは書面で官製はがきに記載例のよう

★クーリングオフ記載例

〇〇県〇〇市〇〇〇〇
×××××

〇〇△株式会社 代表者 様

通知書

一、契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
二、契約商品 〇△〇〇〇
三、契約金額 金〇〇〇、〇〇〇円
四、販売会社 〇〇△株式会社

右記の契約を解除します。

平成〇〇年〇月〇日
兵庫県養父市〇〇町〇〇
養父 太郎

すでに料金を支払っている場合や商品を受け取っている場合は、販売会社あてのはがきに「つきましては支払い済みの〇〇〇円を早急に返金してください」「なお、商品は早急に引き取ってください」とつけ加えます。

に書いて（契約書などに記載してある文面例のとおりでも結構です）送りましょう。クレジット契約をしている場合は、販売会社だけでなくクレジット会社にも同様に通知します。

また、郵送する前には必ず両面ともコピーをとり、配達記録や簡易書留で送りましょう。

さらに確実な方法が内容証明郵便です。これは、「いつ」「誰から誰に」「どんな内容の文書を出したか」を郵便局が証明してくれるので、証拠として大変役立ちます。

内容証明郵便は、はがきではなく封書で送ります。字数や行数が決められていますので、詳しくはお問い合わせください。

▼お問い合わせ先／市役所市民課（☎662-13163）または但馬生活科学センター（☎0796-123-1099）

まちの文化財 ④

福王寺の阿彌陀如来立像



大屋町中にある福王寺の木造阿彌陀如来立像は、昭和60年3月に兵庫県指定文化財になりました。美術史的な価値は高く、鎌倉時代初期に造られたバランスがよく、姿の美しい仏像です。この仏像には、5つの特徴があります。第1に、平安時代後期の丸顔を主体とした顔に、鎌倉時代の特徴であるやや面長で鋭い表情が加わっています。第2に、体の着衣が太ももでY字形の衣紋の形式を表し、衣の袖を薄くなめらかに彫刻し、平安時代後期の特徴を示します。第3に、高さが97センチあり、三尺阿彌陀と呼ばれる鎌倉時代から始まる規格で造られています。

第4に、水晶を入れて目を表現する玉眼ではなく、目を彫刻して表現する彫眼で造られています。

第5に、表面は下地の上に漆を塗って金箔を貼る漆箔法で造られています。

しかし、近年になって漆箔のはく落が進み、寄せ木となつていく仏像のはぎ目の緩みもみられ、手や足先の指も欠損していました。さらに、台座の部品も失われていました。

このため昨年度、兵庫県と養父市の教育委員会補助事業として修理を行いました。修理は、福王寺が財団法人美術院に委託し、京都国立博物館の中にある美術院修理所で行われ、4月11日に本堂に納められました。

この阿彌陀如来立像は、三尊形式で、観音菩薩立像と勢至菩薩立像が享和8年（1723）に造られています。この時、阿彌陀如来立像も修理され、台座や光背（仏身から発する光明をかたどった仏像の背後にある飾り）も造られました。

福王寺の阿彌陀如来立像は、鎌倉時代にさかのぼる三尺阿彌陀像の希少な形態で、平安時代と鎌倉時代の様式を合わせ持つ兵庫県を代表する貴重な仏像です。（社会教育課）